

**第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標**

1 想定される地震の規模、想定される被害の状況

平成27年3月に公表した「第3次長野県地震被害想定調査報告書」において、長野県及びその周辺における過去の被害地震や活断層の分布状況並びに県内各地域の地震被害の分布状況を勘案して、発生の想定される地震が報告されています(表1-1、図1-1)。

また、地震調査研究推進本部(※1)によると、県内において想定される地震発生の確率は、糸魚川-静岡構造線で発生する地震は、30年以内の地震発生確率は、もっとも高い区間で30%と予想されており、東海地震にあっては、いつ起きてもおかしくない状況にあるとされています(表1-2)。

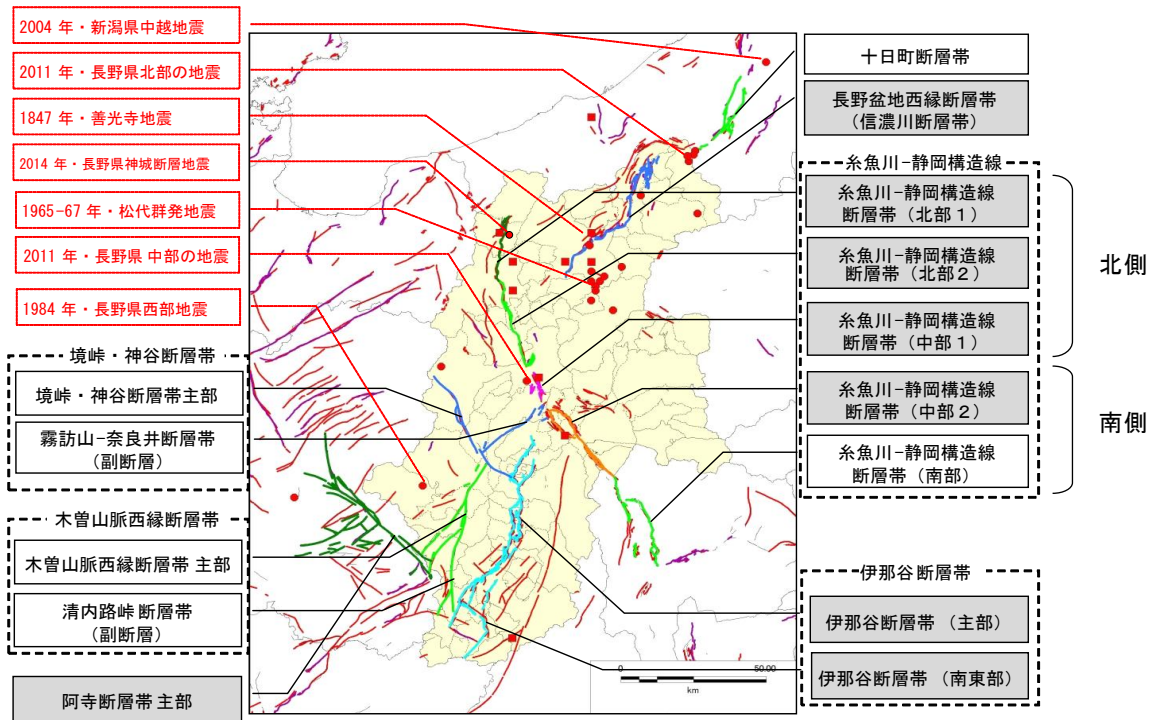
(表1-1) 想定地震等の概要

種類	地震名	参考モデル	長さL (km)	マグニチュード		備考	
				M <sub>j</sub>	M <sub>w</sub>		
内陸型(活断層型)地震	長野盆地西縁断層帯の地震	地震調査委員会(2009)	58	7.8	7.1	4ケース	
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	全体		150	8.5	7.64	構造探査ベースモデル
		北側	文部科学省研究開発局ほか(2010)	84	8.0	7.14	
		南側		66	7.9	7.23	
	伊那谷断層帯(主部)の地震	地震調査委員会(2009)	79	8.0	7.3	4ケース	
	阿寺断層帯(主部南部)の地震	地震調査委員会(2009)	60	7.8	7.2	2ケース	
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震	地震調査委員会(2009)	40	7.5	6.9	2ケース	
境峠・神谷断層帯(主部)の地震	地震調査委員会(2009)	47	7.6	7.0	4ケース		
海溝型地震	想定東海地震	中央防災会議(2001)	-	8.0	8.0	1ケース	
	南海トラフ巨大地震 基本ケース	内閣府(2012)	-	9.0	9.0	1ケース	
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース	内閣府(2012)	-	9.0	9.0	1ケース	

(注) 気象庁マグニチュード(M<sub>j</sub>)とモーメントマグニチュード(M<sub>w</sub>)について

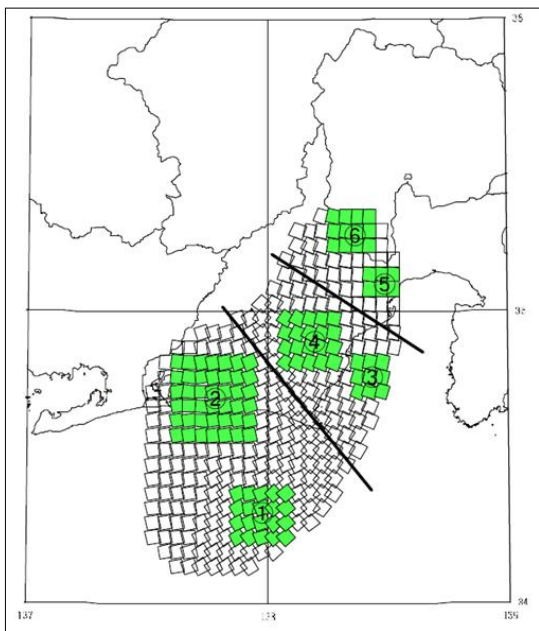
断層による内陸の地震は、断層の長さ(推定)から気象庁マグニチュード(M<sub>j</sub>)を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源(波源)断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード(M<sub>w</sub>)を求めている。プレート境界の海溝型地震は、震源(波源)断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード(M<sub>w</sub>)を求めている。M4~M8の海溝型地震ではM<sub>w</sub>=M<sub>j</sub>であることから、これを外挿してM<sub>j</sub>を求めている。

※1 地震調査研究推進本部は、地震防災対策特別措置法に基づき文部科学省に設置された政府の特別の機関。本部長(文部科学大臣)と本部員(関係府省の事務次官等)から構成され、その下に関係機関の職員及び学識経験者から構成される政策委員会と地震調査委員会が設置されています。



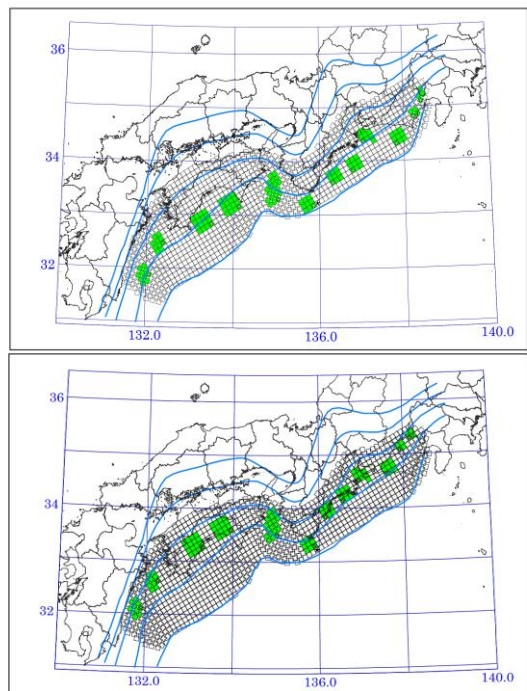
■	長野県に被害をもたらした歴史地震	—	「活断層詳細デジタルマップ」の活断層 (中田・今泉、2002)
●	1940年代以降、長野県内で震度5以上を記録した地震	—	地震調査研究推進本部の長期評価における主要活断層帯の地表位置
—	「新編日本の活断層」の活断層 (活断層研究会、1991)	■	長野県 (2002) の対象地震 (活断層帯)

(図1-1) 長野県の活断層の分布と被害地震の分布 (出典: 第3次長野県地震被害想定調査報告書)



□: 小断層    ■: 強震動生成域 (SMGA) の位置

(図1-2) 想定東海地震の断層モデル  
中央防災会議(2001)



(図1-3) 南海トラフの巨大地震の断層モデル  
内閣府(2012)(上図: 基本ケース、下図: 陸側ケース)

(表1-2) 発生が予想される地震に係る見解等

種類	想定地震名	国等の見解・公表	計測震度等の予測※3
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	長野地域や北信地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0~30% (地震調査研究推進本部※2)	(全体) 長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部、諏訪地域、上伊那地域東部を中心に広い範囲で震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
			(北側) 長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
			(南側) 諏訪地域、上伊那地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	伊那谷断層帯(主部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	上伊那地域西部や飯伊地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	阿寺断層帯(主部南部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	木曾地域と岐阜県との境界を中心に震度6弱以上の揺れが生じ、被害は木曾地域南部を中心に発生する。
木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	上伊那地域西部や木曾地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。	
境峠・神谷断層帯(主部)の地震	30年以内の地震発生確率は 0.02%~13% (地震調査研究推進本部※2)	木曾地域北部や上伊那地域西部、松本地域南部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。	
海溝型地震	想定東海地震	東南海地震(1944)で歪みが開放されず、安政東海地震(1854)から約150年間大地震が発生していないため、相当な歪みが蓄積されていることから、いつ大地震がおきてもおかしくない。 (中央防災会議)	飯伊地域東部や伊那谷を中心に震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。
	南海トラフ巨大地震	30年以内の地震発生確率は 20~50% (BPTモデル) 60~90% (すべり量依存BPTモデル) (地震調査研究推進本部※2)	(基本ケース) 飯伊地域から上伊那地域にかけての伊那谷や諏訪地域の一部で震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。  (陸側ケース) 飯伊地域、上伊那地域、諏訪盆地で震度6弱以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。

※2 R7.10 地震調査研究推進本部による。

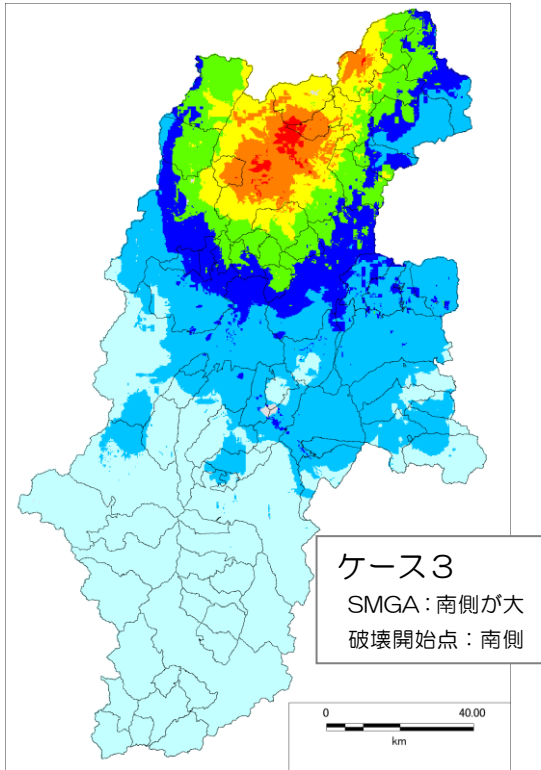
※3 H27.3 第3次長野県地震被害想定調査による。

※4 想定地震は地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したものではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではありません。

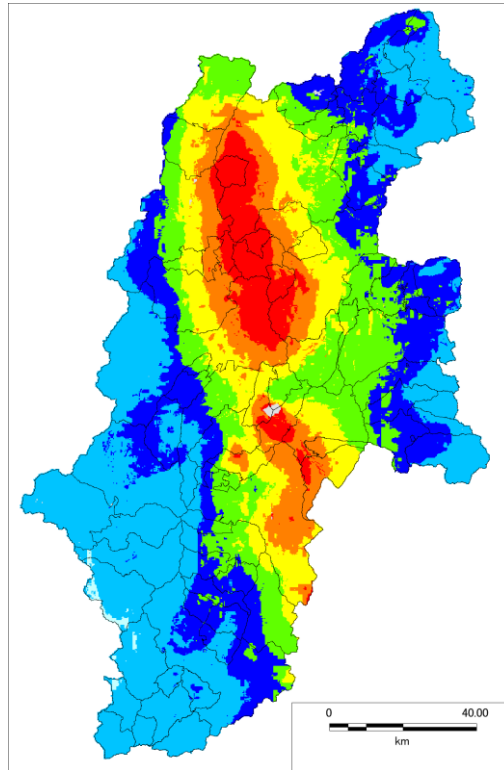
また、想定地震毎の計測震度（地表面）を図に示すと図1-4から図1-13のとおりとなります。

(1) 内陸型（活断層型）地震の地表震度分布（※5）

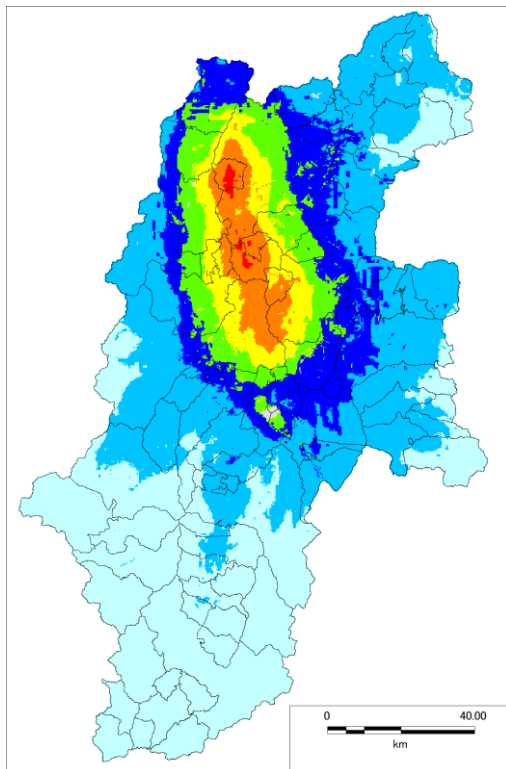
※5 建築物被害が最大のケースを示す。



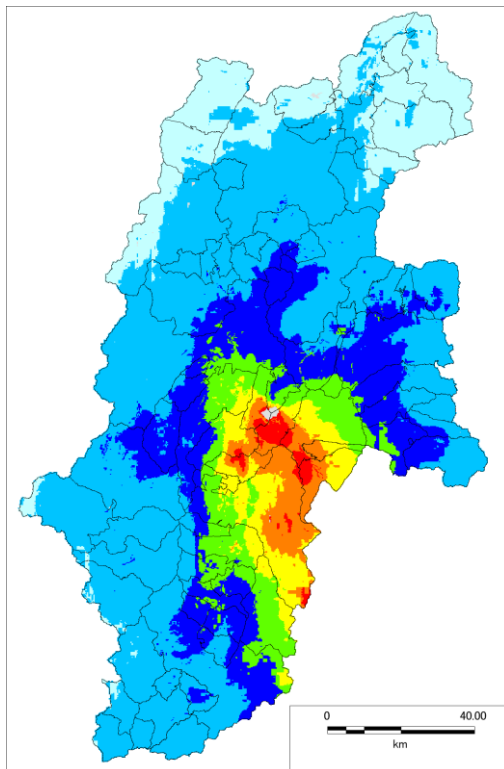
(図1-4) 長野盆地西縁断層帯の地震(Mj7.8)の地表震度分布



(図1-5) 糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布(全体: Mj8.5)

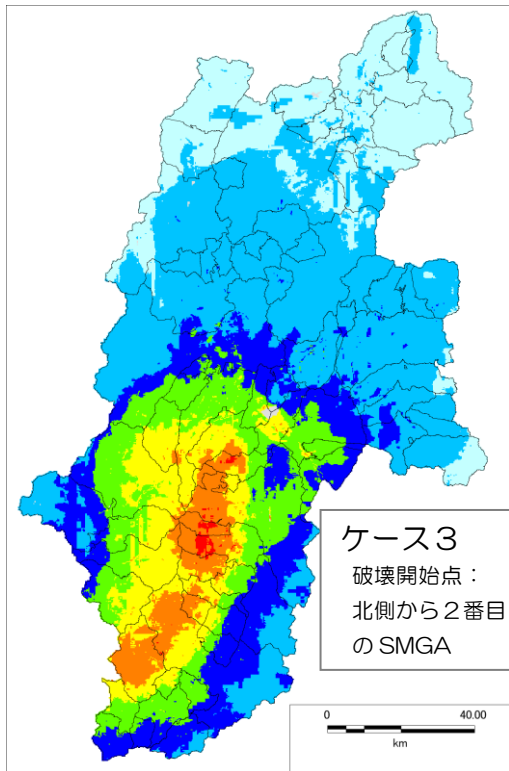


(図1-6) 糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布(北側: Mj8.0)

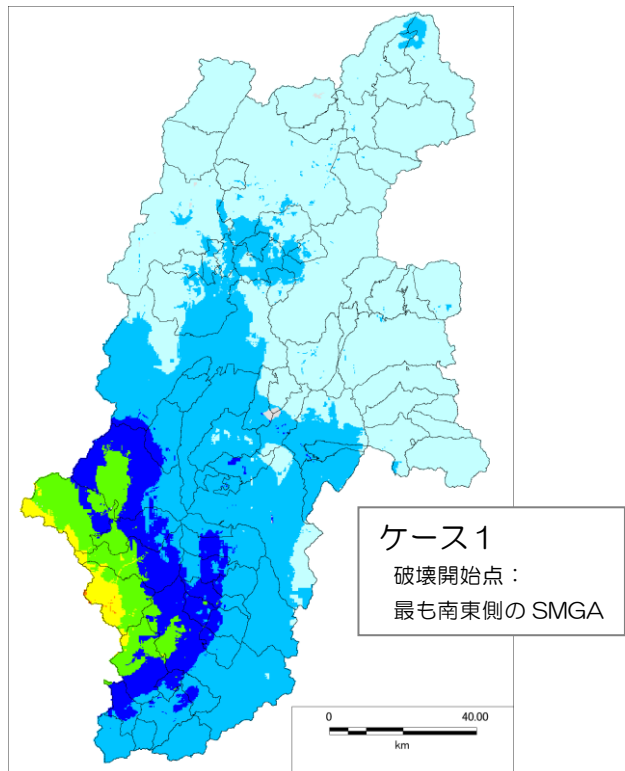


(図1-7) 糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布(南側: Mj7.9)

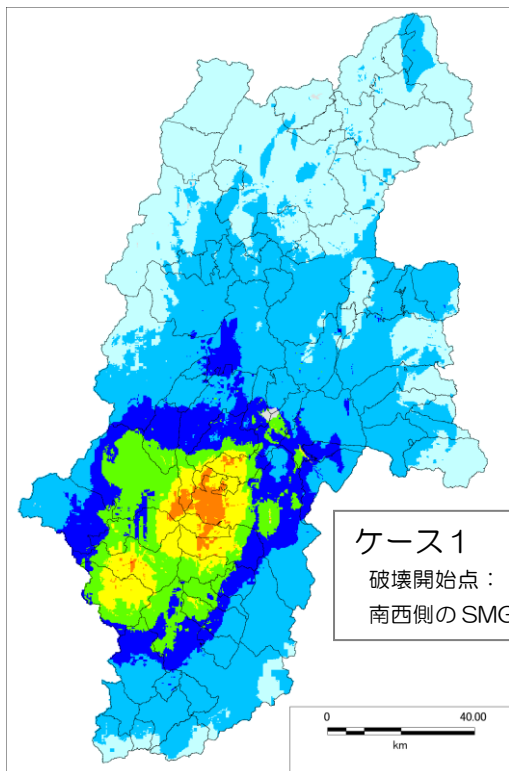




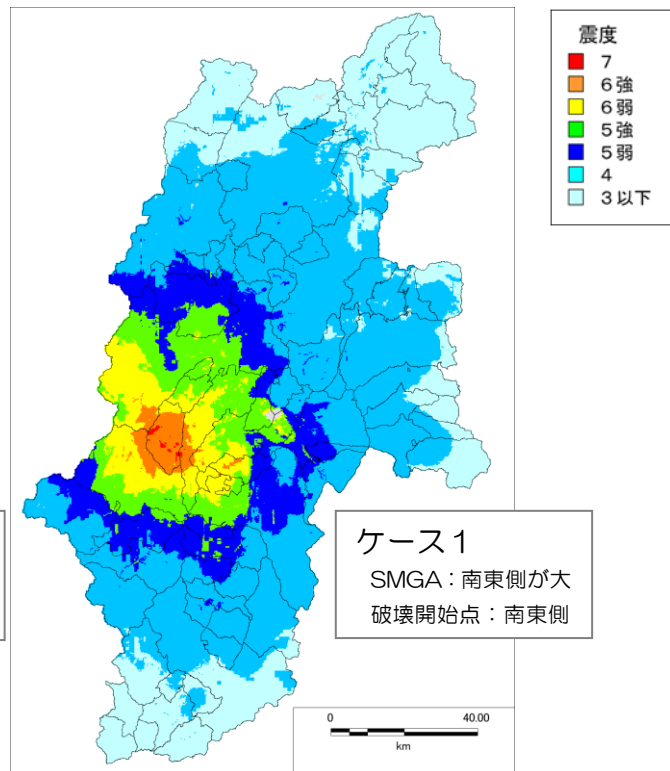
(図1-8)伊那谷断層帯(主部)  
の地震(Mj8.0)の地表震度分布



(図1-9)阿寺断層帯(主部南部)  
の地震(Mj7.8)の地表震度分布



(図1-10)木曾山脈西縁断層帯  
(主部北部)の地震(Mj7.5)の地表震度分布

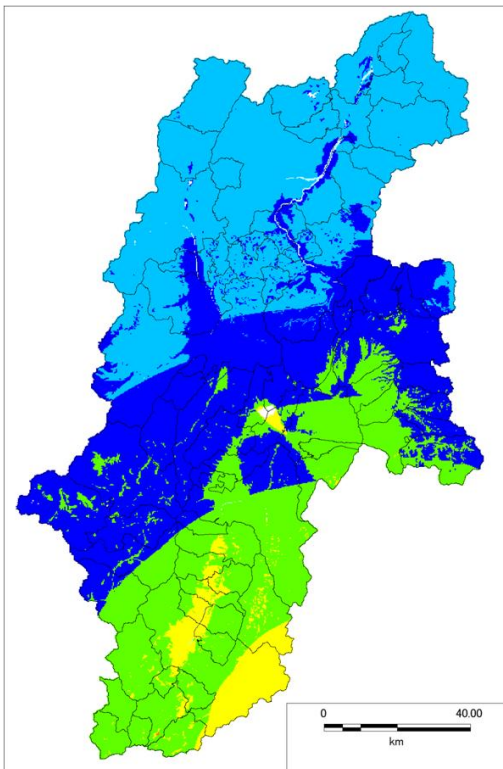


(図1-11)境峠・神谷断層帯  
(主部)の地震(Mj7.6)の地表震度分布

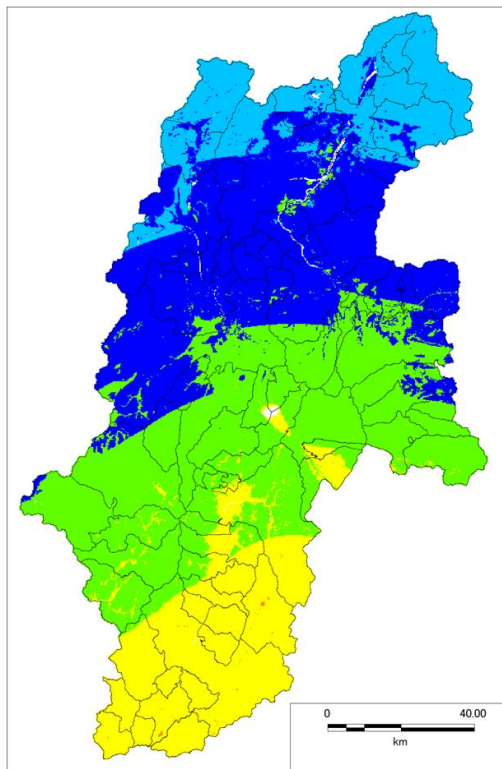


(2) 海溝型地震における地表震度分布※6

※6 経験的手法のみを掲載



(図1-12) 経験的手法(距離減衰式)による想定東海地震の地表震度分布



(図1-13) 経験的手法(距離減衰式)による南海トラフの巨大地震の地表震度分布



「第3次長野県地震被害想定調査報告書」では、県内の主要な活断層等をもとに、発生の可能性のある大規模地震として6つの内陸型地震と東海地震及び南海トラフ地震を想定し、人的・物的な被害を表1-3及び表1-4のとおり予想しています。

また、想定した地震以外にも県内に被害を引き起こす地震が、本県やその周辺において発生する可能性があります。

(表1-3)被害想定(建物被害)

(単位:棟)

種類	地震名	地震ケース等			建築物被害		
					全壊・焼失	半壊	
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震	ケース3	冬18時	強風時	40,960	47,370	
		—	冬18時	強風時	97,940	103,450	
	糸魚川—静岡構造線断層帯の地震	全体	—	冬18時	強風時	11,770	24,390
		北側	—	冬18時	強風時	31,180	33,050
	南側	—	冬18時	強風時	17,540	42,600	
	伊那谷断層帯(主部)の地震	ケース3	冬18時	強風時	140	700	
	阿寺断層帯(主部南部)の地震	ケース1	冬18時	強風時	2,700	13,080	
木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震	ケース1	冬18時	強風時	2,050	8,460		
境峠・神谷断層帯(主部)の地震	ケース1	冬18時	強風時	60	360		
海溝型 地震	想定東海地震	—	冬18時	強風時	700	4,500	
	南海トラフ巨大地震 基本ケース (東海地方が大きく被災するケース)	—	—	—	3,100	23,000	
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース (東海地方が大きく被災するケース)	—	—	—			

※ 建物被害が最大となるケースを示す。

※ 南海トラフ巨大地震は、南海トラフ巨大地震 最大クラス地震における被害想定について(令和7年3月)より抜粋(以下同じ)。

(表1-4)被害想定(人的被害)

(単位:人)

種類	地震名		死者数	負傷者数	負傷者のうち 重傷者数	避難者数
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震		2,250 (2,110)	14,370 (13,790)	7,410 (7,230)	83,880
	糸魚川-静岡構造線断層帯 の地震	全体	5,600 (5,310)	34,210 (33,080)	17,290 (16,920)	183,770
		北側	710 (650)	5,270 (5,160)	2,780 (2,730)	32,540
		南側	1,950 (1,870)	11,610 (11,310)	5,700 (5,600)	56,030
	伊那谷断層帯(主部)の地震		1,270 (1,200)	9,830 (9,650)	5,060 (4,990)	51,910
	阿寺断層帯(主部南部)の地震		10 (10)	230 (220)	80 (80)	960
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震		270 (250)	2,710 (2,660)	1,330 (1,310)	16,360
境峠・神谷断層帯(主部)の地震		160 (140)	1,580 (1,540)	770 (760)	14,260	
海溝型 地震	想定東海地震		10 (10)	280 (280)	50 (50)	1,290
	南海トラフ巨大地震 基本ケース (東海地方が大きく被災するケース)		— (—)	1,400 (1,400)	—	5,500
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース (東海地方が大きく被災するケース)		80 (70)	6,300 (6,200)	—	25,000

※ 建物被害が最大となるケースを示す。

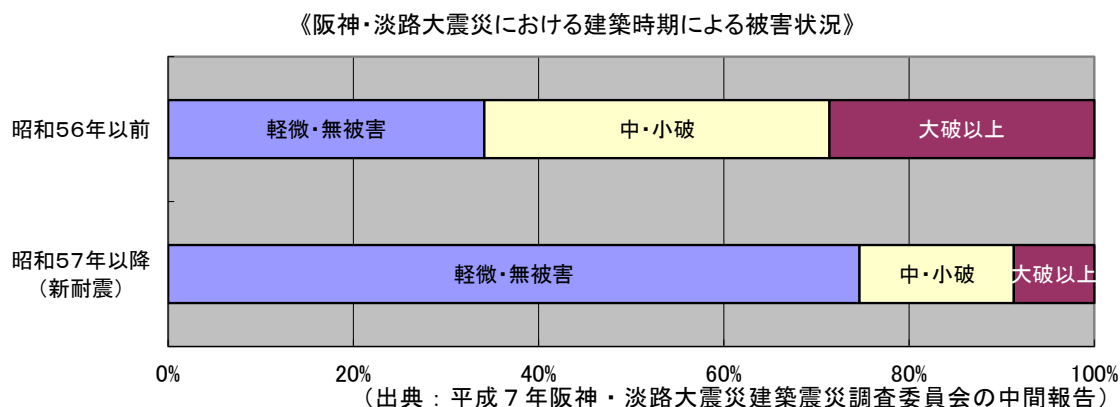
※ 観光客を考慮した場合。

※ ( )内は建物倒壊による死者数等。

## 2 耐震化の現状

### (1) 建築基準法における構造基準の改正

昭和53年の宮城県沖地震等の被害状況を受け、昭和56年に建築基準法の耐震関係規定が見直されました（昭和56年6月1日施行、新耐震基準）。その後、発生した阪神・淡路大震災において、昭和56年以前に建築されたもの（旧基準による）について被害が大きかったことがわかっています（昭和57年以降の建築物では、大破及び中・小破の被害があったものが全体の約1/4であったのに対し、昭和56年以前に建築したものでは約2/3に達しています。）。



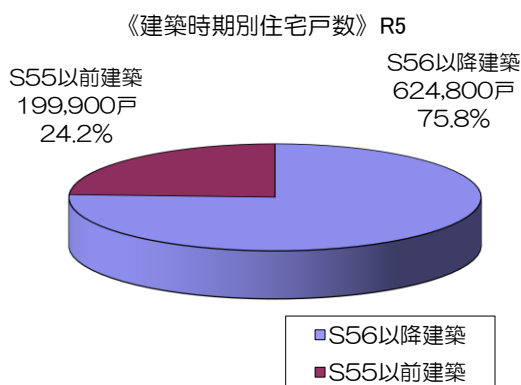
### (2) 住宅

#### ア 建築時期別の住宅の状況等

令和5年の「住宅・土地統計調査」によると、県内の住宅総数は、824,700戸であり、昭和55年以前に建築された住宅は、199,900戸で全体の24.2%を占めています（表1-5）。

(表1-5) 建築時期別住宅戸数

(単位：戸)



住宅総数	R5	H30	H25
824,700	824,700	806,000	783,000
うち昭和55年以前建築	199,900 (24.2%)	226,800 (28.1%)	256,200 (32.7%)
～S25	33,100	39,000	45,800
S26～45	49,600	59,100	77,300
S46～55	117,200	128,700	133,100
うち昭和56年以降建築	624,800 (75.8%)	579,200 (71.9%)	526,800 (67.3%)
S56～H2	134,700	135,500	145,000
H3～12	180,500	187,000	187,200
H13～	309,600	256,700	194,600

(出典：H25、H30及びR5住宅・土地統計調査)

※ 昭和56年に建築基準法の耐震関係規定が見直された（新耐震基準）ため、昭和56年以前と昭和57年以降で分ける必要がありますが、根拠としている住宅・土地統計調査が5年ごとに実施されており、昭和55年と昭和56年で分かれているため、住宅にあっては便宜上この区分を採用しています。また、建築時期不詳分の住宅戸数については各年代に按分しているため、集計毎で若干の相違があります（以下同じ）。

また、市部及び町村部別にみると、昭和55年以前に建築された住宅の割合は、市部で23.0%であるのに対し、町村部で29.8%と高くなっています（表1-6）。

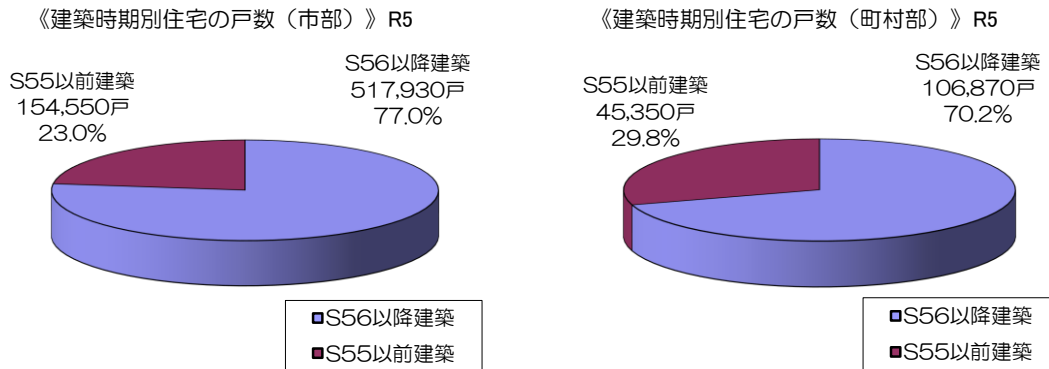
(表1-6)市部・町村部別住宅戸数

(単位:戸)

	市部			町村部		
	R5	H30	H25	R5	H30	H25
住宅総数	672,480	653,710	633,490	152,220	152,290	149,510
うち昭和55年以前建築	154,550 (23.0%)	172,830 (26.4%)	198,300 (31.3%)	45,350 (29.8%)	53,900 (35.4%)	57,930 (38.7%)
うち昭和56年以降建築	517,930 (77.0%)	480,880 (73.6%)	435,190 (68.7%)	106,870 (70.2%)	98,390 (64.6%)	91,580 (61.3%)

(出典:H25、H30及びR5住宅・土地統計調査)

注)市町村合併により町村部から市部に含まれた旧町村もある。



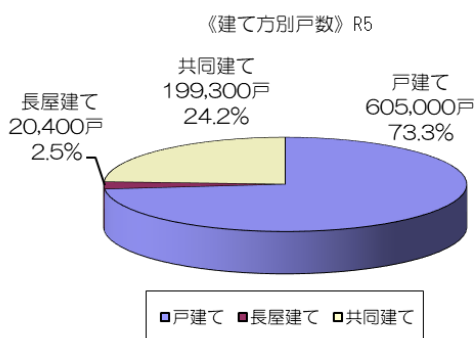
県内の住宅を建て方別にみると、全体の約3/4を占める戸建ての約3割が昭和55年以前に建築されており、住宅総数に対する割合は約21%を占めています。

また、長屋建ては昭和55年以前に建築された割合が約4割と最も高くなっていますが、構成比が約3%と低く、住宅総数に対する割合は約1%と低くなっています。

一方、共同建ては住宅総数の約1/4を占めていますが、比較的新しい時期に建設されたものが多いため、昭和55年以前に建築された割合は約6%となっており、住宅総数に対する割合は約1%となっています（表1-7）。

(表1-7)建て方別建築時期別住宅数

(単位:戸)



	住宅数		うち昭和55年以前建築	
	住宅数	構成比	戸数	住宅数に対する割合
戸建て	605,000 (590,400)	73.3% (73.2%)	172,300 (199,400)	28.5% (33.8%)
長屋建て	20,400 (23,800)	2.5% (3.0%)	6,400 (9,200)	31.4% (38.7%)
共同建て	199,300 (191,800)	24.2% (23.8%)	11,600 (14,400)	5.8% (7.5%)
計	824,700 (806,000)	—	190,300 (223,000)	23.1% (27.7%)

注)上段はR5年、下段はH30年の数値  
(出典:H30、R5住宅・土地統計調査)

持ち家は591,300戸あり、全住宅に占める割合は71.7%で、そのうちの3割程度が昭和55年以前に建築されています(表1-8)。

(表1-8)持ち家の建築時期別住宅数 (単位:戸)

	住宅戸数	構成比	うち昭和55年以前建築戸数	
			住宅戸数に対する割合	住宅戸数に対する割合
持ち家	591,300 (574,700)	71.7% (71.3%)	167,100 (190,600)	28.3% (33.2%)

注)上段はR5年、下段はH30年の数値  
(出典:H30、R5住宅・土地統計調査)

県では既存木造住宅等の耐震化を推進するため、平成14年度から、住まいの安全「とうかい」防止対策事業(平成30年度から住宅・建築物耐震改修総合支援事業に改称)を実施してきました。診断を実施した住宅は52,521戸(内一般診断:24,086戸)で、そのうち4,107戸(約17%)で耐震改修を行っています(表1-9)。

(表1-9)耐震診断・改修の実績 (単位:戸)

区分		H14~H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
住宅	耐震診断	45,546	947	1,070	775	815	806	1,562	52,521
	耐震改修	2,859	191	196	178	193	182	308	4,107
避難施設	耐震診断	421	25	0	2	3	1	1	453
	耐震補強	4	0	1	2	1	1	1	10
特定既存耐震不適格建築物	耐震診断	63	3	0	1	0	1	2	70

※上記の住宅耐震診断実績は、H14からH25までは簡易診断及び精密診断(一般診断法)を合わせた件数  
※住宅の耐震改修には、現地建替え、除却を含む

## イ 住宅の耐震化の現状

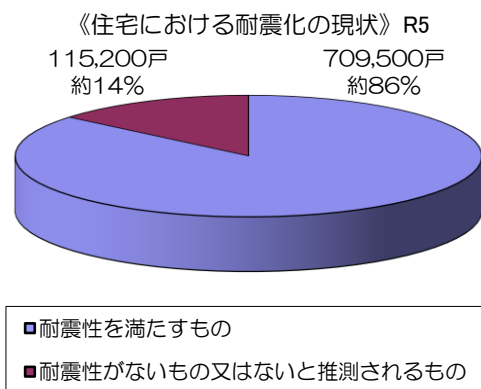
新耐震基準で建築された昭和56年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和55年以前に建築された住宅のうち耐震性を有するもの及び既に耐震改修を行い耐震性を有しているものを加えると709,500戸となり、県内における住宅の耐震化率は、現状(令和5年時点)で約86%と推計されます(表1-10)。

(表1-10)住宅における耐震化率の現状 (単位:戸)

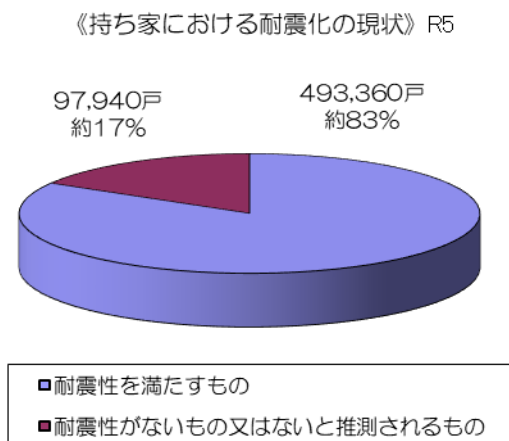
住宅総数(a)	824,700 (806,000)
耐震性を満たすもの(b=d+f+g)	709,500 (665,100)
<b>耐震化率(c=b/a)</b>	<b>約86%</b> (82.5%)
昭和56年以降に建てられたもの(d)	624,800 (583,000)
昭和55年以前に建てられたもの(e)	199,900 (223,000)
既に耐震性を有するもの又は有していると推測されるもの(f)	58,800 (60,500)
耐震改修を実施したことにより耐震性を有しているもの(g)	25,900 (21,600)
耐震性がないもの又はないと推測されるもの(h)	115,200 (140,900)

注)上段はR5年、下段はH30年の数値

(出典:H20、H25、H30及びR5住宅・土地統計調査から推計)



また同様に、持ち家についてみると、昭和56年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和55年以前に建築された住宅のうち耐震性を有するもの及び既に耐震改修を行い耐震性を有しているものを加えると約493,400戸となり、持ち家住宅の耐震化率は、現状（令和5年時点）で約83%と推計されます（表1-11）。



（表1-11）持ち家における耐震化率の現状（単位：戸）

持ち家総数 (a)	591,300 (574,700)
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	493,360 (453,700)
<b>耐震化率 (c=b/a)</b>	<b>約83%</b> (78.9%)
昭和56年以降に建てられたもの (d)	424,200 (384,100)
昭和55年以前に建てられたもの (e)	167,100 (190,600)
既に耐震性を有するもの又は有していると推測されるもの (f)	43,100 (48,400)
耐震改修を実施したことにより耐震性を有しているもの (g)	26,060 (21,200)
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (h)	97,940 (121,000)

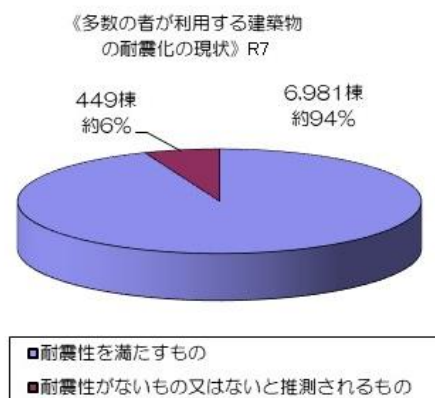
注) 上段は R5 年、下段は H30 年の数値

(出典：H20、H25、H30 及び R5 住宅・土地統計調査から推計)

## (2) 特定既存耐震不適格建築物

### ア 多数の者が利用する建築物（別表1）の耐震化の現状

県内に、多数の者が利用する建築物は7,430棟あります。このうち昭和56年以前に建築されたもの2,093棟のうち、耐震性を有するもの又は耐震性を有すると推測されるもの1,644棟に昭和57年以降に建築されたもの5,337棟を加えた、6,981棟が耐震性を有すると考えられます。従って、多数の者が利用する建築物の耐震化率は現状（令和7年5月調査）で約94%と推計されます（表1-12、1-13）。



（表1-12）多数の者が利用する建築物における耐震化率の現状（単位：棟）

多数の者が利用する建築物総数 (a)	7,430 (7,299)
耐震性を満たすもの (b=d+f)	6,981 (6,751)
<b>耐震化率 (c=b/a)</b>	<b>約94%</b> (92.5%)
昭和57年以降に建てられたもの (d)	5,337 (5,085)
昭和56年以前に建てられたもの (e)	2,093 (2,214)
耐震性を有するもの又は有していると推測されるもの (f)	1,644 (1,666)
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (g)	449 (548)

注) 上段は R7 年、下段は R2 年の数値

(表1-13) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状(詳細)

(単位:棟)

多数の者が利用する建築物の区分	I 災害応急対策を実施する拠点となる建築物	II 災害時に避難施設となる建築物	III 災害時に負傷者等の対応を行う拠点となる建築物	IV 被災時要援護者が利用する建築物	V その他の建築物	合計
具体的な用途	事務所(庁舎等)、保健所等公益的な施設	学校(幼稚園を除く)、体育館	病院、診療所	幼稚園、保育園、老人ホーム、その他の社会福祉施設	ホテル、旅館、工場共同住宅(賃貸)等	
平成27年における棟総数	291	1,939	291	482	4,504	7,507
令和2年における棟総数	257	1,912	272	529	4,329	7,299
令和7年における棟総数(a)	236	1,871	271	565	4,487	7,430
耐震性を満たすもの(b=d+f)	233	1,858	250	553	4,087	6,981
耐震化率(c=b/a)	約99%	約99%	約92%	約98%	約91%	約94%
昭和57年以降に建築された棟数(d)	156	1,040	210	477	3,454	5,337
昭和56年以前に建築された棟数(e)	80	831	61	88	1,033	2,093
耐震性を有するもの又は有していると推測されるもの(f)	77	818	40	76	633	1,644
耐震性がないもの又はないと推測されるもの(g)	3	13	21	12	400	449

イ 緊急輸送道路等沿道建築物の現状

平成26年度、県内を通過する国道153号線全線の調査結果を用いて、県全体の緊急輸送道路(R6緊急輸送道路見直し前)沿道の耐震基準別の建築物棟数の推計を行いました。推計によると、法第5条第3項第3号の規定により本計画で定める道路に敷地が接する昭和56年以前に建築された緊急輸送道路等沿道建築物は、3,064棟あります。これらには、平成18年の法改正前は耐震改修促進法において努力義務が課せられていなかったこと等から、耐震診断が進んでおらず、耐震性が確認されていない建築物が多く存在しています(表1-14、表1-15)。

(表1-14) 国道153号線調査結果に基づく旧耐震率と単位あたり棟数

都市計画区域	DID	用途地域	路線延長(km)	旧耐震(棟)	新耐震(棟)	不明(棟)	合計(棟)	旧耐震率	単位あたり棟数(棟/km)
区域外	外	指定外	49.2	24	8	12	44	81.8%	0.9
		指定	44.2	21	36	3	60	40.0%	1.4
区域内	内	指定	21.6	28	16	3	47	66.0%	2.2
		指定外	14.3	75	53	36	164	67.7%	11.5
合計			129.4	148	113	54	315	64.1%	2.3

(表1-15) 県全体の推計【国道153号全線の「単位当たり棟数」、「旧耐震率」で推計】

都市計画 区 域	DID	用 途 地 域	路線延長 (km)	通行障害 建築物棟数	旧耐震 (棟)	新耐震 (棟)	旧耐震率	単位あたり 棟数 (棟/km)
区域外	外	指定外	1,197.4	1,070	875	195	81.8%	0.9
区域内		指定	852.3	1,158	463	695	40.0%	1.4
	221.2		481	317	164	66.0%	2.2	
	内	指定外	181.2	2,081	1,408	672	67.7%	11.5
			11.4	0	0	0	—	0.0
合 計			2,486.5	4,789	3,064	1,725	—	—
DID 内小計			192.6	2,081	1,408	672	—	—

### (3) 要緊急安全確認大規模建築物（別表2）

平成25年の法改正により、法附則第3条の規定による要緊急安全確認大規模建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果を平成27年12月31日までに所管行政庁へ報告することが義務付けられました。

本県における要緊急安全確認大規模建築物は、平成29年2月の公表時に97棟あり、そのうち89棟の耐震性が確認され、残り8棟が耐震化未完了となっています（表1-16）。

(表1-16) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の現状【R7.4.1時点】

用 途	耐震診断結果		
	公表済 (H29.2 公表) (棟)	耐震改修が必要な 棟数 (棟)	耐震性確認済 (改修又は除却) (棟)
小学校、病院ほか	67	0	67
物販店舗	9	1	8
ホテル・旅館	13	5	8
駐車場等	6	1	5
老人ホーム	2	1	1
合 計	97	8	89

### (4) 公共建築物（県有施設）

県有施設については、県有施設耐震化整備プログラム（平成19年策定、計画期間：平成12年度～平成27年度）に基づき主要施設1,233棟の耐震化が完了しました。

また、第二期県有施設耐震化整備プログラム（平成28年策定、計画期間：平成28年度～令和3年度）では、防災上重要な庁舎等における災害時の応急対策活動の継続や人命の保護を一層推進するため、災害拠点施設の割増補強と機能確保42棟、吊り天井等の構造躯体以外の耐震対策51棟、中規模施設等の耐震化173棟を行いました。

### 3 住宅及び多数の者が利用する建築物の目標

基本方針において、住宅については令和17年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標としています。基本方針や本県における他の計画、想定される地震の規模、被害の状況及び現状の耐震化率を踏まえ、令和12年における耐震化率の目標を以下のとおりとします。

ア 住宅については、耐震化率の目標を92%とします。

イ 多数の者が利用する建築物の目標については、耐震性が不十分なものを概ね解消することとし、その中でも、要緊急安全確認大規模建築物については、耐震化を完了（耐震性不足解消率\*100%）させることとします。

※ 耐震性不足解消率：耐震診断の結果が公表された建築物数（全97棟）に占める、耐震性のある建築物棟数及び耐震性が不十分な建築物の解消棟数の割合

#### (1) 住宅（目標を達成するための耐震化の方向性）

今後においても、住宅の老朽化等に伴う建替えや除却（以下「建替え等」という。）により、耐震性が不十分な住宅が減ると予想されるため、住宅全体における耐震化率は向上します。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の世帯数の将来推計（2024年推計）」を基に、令和12年時点での住宅の総戸数を推計すると、827,700戸と推計できます。現状のペースで建替え等が行われると仮定した場合、令和12年時点の耐震性のない住宅は82,000戸、耐震化率は約90%と推計されます。目標である92%を達成するためには、この耐震性が不十分な住宅を66,500戸とする必要があり、そのために、耐震改修、建替え等を促進していきます。

#### (2) 多数の者が利用する建築物（目標を達成するための耐震化の方向性）

また、住宅同様に、多数の者が利用する建築物においても、これまでと同じペースで建替え等が推移すると仮定すると、令和12年における耐震化率は95%と推計されます。多数の者が利用する建築物は、公共建築物の耐震化が進捗したことにより耐震化率が向上しましたが、民間建築物の耐震化は進んでいない状況です。今後も、更なる安全・安心の確保のため、市町村や各施設の主管関係部局と連携し耐震化を促進することとし、災害時に要配慮者等の二次的な避難施設として活用が期待されるホテル・旅館の耐震化の啓発や促進を重点的に行うものとします。

また、多数の者が利用する建築物の中でも特に大規模なものである要緊急安全確認大規模建築物は、震災による倒壊被害が甚大になる恐れがあるため、今後5年間についても個別訪問を行うなど重点的に耐震化を促進し、耐震化を完了させるものとします。

#### 4 公共建築物の耐震化の目標

県及び市町村が所有する公共建築物については、利用者の安全確保に加え、災害時に被害情報の収集や避難場所等としての活用、災害による負傷者の治療を行うなど、応急活動の拠点として活用されます。このため、防災対策上の観点から耐震化を計画的に進める必要があります。公共建築物のうち、県有施設にあっては、県有施設耐震化整備プログラム（以下「プログラム」という。）に基づき耐震化を推進し、あり方を検討している4棟を除き、令和3年度をもってプログラムに基づく耐震対策を完了しました。今後は、この4棟の耐震化着手と、プログラム対象外となっていた施設等の耐震対策を引続き推進することとします。

県営住宅においては、耐震化未完了の住棟について用途廃止・除却をし、耐震化が完了しています。引続き、居住者のさらなる安全確保をめざし、エレベータ等の耐震対策を進めていきます。

また、市町村有施設については、災害時の重要性を鑑み、県に準じて耐震化の目標設定や整備プログラムの策定に努め、計画的に耐震化を推進するものとします。